

けやきち



府中市青少年健全育成
イメージキャラクター

令和5年度



うめちゃん

府中市立学童クラブ入会案内

《令和5年4月1日付入会 申込み受付期間》

新1～3年生	令和4年12月1日(木) ～ 令和4年12月28日(水)
新4～6年生	令和5年1月6日(金) ～ 令和5年1月16日(月)
要加配児(※) (新1～6年生)	令和4年12月1日(木) ～ 令和4年12月16日(金)

(※)障害や診断の有無に関わらず集団育成のなかで配慮を必要とするため、指導員を追加配置する対象の児童です。令和5年度中の加配による学童クラブ利用をご希望の場合は、上記期間中にお申込みください。

年度途中入会 (詳しくはP.11をご確認ください。)

毎月	1日付	入会希望日の前月1日～前月 <u>中旬</u> 頃
	15日付	入会希望日の前月1日～前月 <u>下旬</u> 頃

※令和5年4月1日付の入会申込みのみ、上の表の令和4年12月から始まる受付期間となりますのでご注意ください。

▼本入会案内には本書の他、以下の入会申込書類が入っています。

- | | |
|------------|--------|
| ・入会申込書 | ・申立書 |
| ・勤務証明書(2通) | ・面談シート |
| ・自営業就労届出書 | ・同意書 |
| ・スケジュール表 | ・減免申込書 |

府中市

目次

I 入会申込みの前に

1 学童クラブとは

- (1) 開館時間と休館日 2ページ
- (2) 一日の流れ 2ページ
- (3) 延長育成について 3ページ
- (4) 学童クラブの所在地 4ページ

2 料金について

- (1) 育成料・間食費 5ページ
- (2) 延長育成料 5ページ
- (3) お支払方法 5ページ
- (4) 育成料等の減額・免除について 6ページ

3 学童クラブの利用にあたって

- (1) 学童クラブのルール 7ページ
- (2) 入会後の各種届出・手続き 8ページ
- (3) 利用中の災害・病気・保険について 8ページ
- (4) 個人情報の取り扱いについて 8ページ
- (5) その他 9ページ

II 入会申込みについて

- 1 入会要件 10ページ
- 2 申込み受付について 11ページ
- 3 申込みに必要な書類 12ページ
- 4 申込み書類の記入例・作成上の注意 14ページ
 - (1) 入会申込書 14ページ
 - (2) 勤務証明書 16ページ
 - (3) 自営業就労届出書 17ページ
 - (4) スケジュール表 17ページ
 - (5) 申立書 17ページ
- 5 申込み後の流れ 18ページ
- 6 入会審査及び入会決定について 18ページ

III よくあるご質問

- 感染症等に対する取り組みについて 22ページ

I 入会申込みの前に



1 学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をお預かりし、異学年の交流や、間食の提供などの集団生活を通して、児童の健全な成長とご家庭を支援する児童福祉施設です。専門的な知識や技術を持つ指導員を配置し、安心かつ豊かな放課後の時間を過ごせる環境を整備しています。

令和3年4月からは、22校の小学校にある学童クラブのうち、14校の学童クラブ（矢崎・南町・小柳・南白糸台・第六・若松・第四・白糸台・第九・新町・四谷・日新・第七・武蔵台）の運営を、民間事業者に委託しております。運営方法・運営方針を共にし、全学童クラブで健全な児童の育成を提供していきます。

(1) 開館時間と休館日

● 育成時間（開館時間）

	午前8時	午後5時 (集団下館) 6時 7時
小学校の授業がある日 (例：平日、土曜授業日)		下校～午後7時
小学校の授業がない日 (例：土曜日、長期休暇)	午前8時～午後7時	

※ 上の表にてとなっている、午後6時から午後7時は、延長育成の時間となります。詳しくは「(3) 延長育成について」(P.3)をご確認ください。

● 休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 一日の主な流れ

学童クラブに来ることを「登館」、学童クラブから自宅に帰ることを「下館」といいます。

<小学校の授業がある日> …平日

下校・登館 ～ あそび・宿題・間食 ～ 下館

<小学校の授業がない日> …土曜日、夏休みなどの学校休業期間

登館 ～ 【昼食】 ～ あそび・自主学習・間食 ～ 下館

※学校給食がない日は、お弁当をお持ちください。

● 下館方法

学童クラブでは、午後5時に同じ下館方面の児童で集団下館をします。集団下館の時間以降に帰宅する場合には、保護者のお迎えが必要です。また、集団下館の時間より前に、児童1人で帰宅することも可能です。

(3) 延長育成について

開館時間のうち、午後6時から午後7時までの間の学童クラブご利用は、延長育成の時間となります。延長育成をご利用の場合、利用区分に応じて、別途申込みと「延長育成料」という追加料金が必要となります。

延長育成料の金額は、「2 料金について」の「(2) 延長育成料」(P.5)をご確認ください。

利用区分	内容	申込方法
スポット利用	利用日数によって料金が発生	「府中市学童クラブ延長育成申出書」 をご提出ください。 申込時に利用区分の選択が 必要になります。
月額利用	一か月定額 ※その月の延長育成の利用の有無に関 わらず、料金が発生します。	

「府中市学童クラブ延長育成申出書」は児童青少年課、学童クラブにてお渡しします。
また、市ホームページからダウンロードもできます。

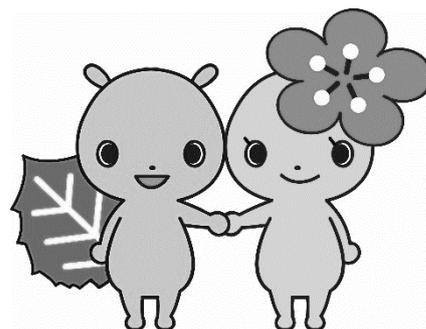
● 利用区分の変更を希望する場合

利用区分の変更を希望される場合は、変更希望月の前月末までに再度「府中市学童クラブ延長育成申出書」に必要事項をご記入のうえ、学童クラブまたは児童青少年課へご提出ください。

例：5月から、月額利用をスポット利用に変更したい。
→ 4月中に申出書の提出が必要です。

※延長育成を利用した日の下館には、保護者のお迎えが必要です。

※本人の責任によらない事由（交通機関の遅延や小学校での活動等）によって、下館時間が午後6時を過ぎた場合も、延長育成となります。延長育成料が発生いたしますのでご了承ください。



(4) 学童クラブの所在地

学童クラブ	対象学区域	所在地		電話番号(042-)
第一学童クラブ	一小	本館	寿町2丁目6番地	334-5391
		分館	寿町2丁目6番地の8	306-5920
第二学童クラブ	二小	本館	緑町1丁目29番地	365-4990
		分館	緑町1丁目35番地の1	306-7806
第三学童クラブ	三小	片町3丁目5番地		334-5392
第四学童クラブ	四小	白糸台1丁目59番地		360-4820
第五学童クラブ	五小	本宿町1丁目51番地		369-5586
第六学童クラブ	六小	天神町4丁目27番地		362-6942
第七学童クラブ	七小	北山町2丁目20番地		573-3736
第八学童クラブ	八小	是政1丁目34番地		334-5394
第九学童クラブ	九小	栄町3丁目7番地		360-6585
第十学童クラブ	十小	若松町4丁目32番地		364-4090
武蔵台学童クラブ	武蔵台小	武蔵台2丁目3番地		327-3349
住吉学童クラブ	住吉小	住吉町2丁目30番地		334-1971
新町学童クラブ	新町小	新町1丁目29番地		366-7215
本宿学童クラブ	本宿小	本宿町4丁目19番地		360-4895
白糸台学童クラブ	白糸台小	白糸台2丁目18番地		360-5740
矢崎学童クラブ	矢崎小	矢崎町4丁目9番地		334-5390
若松学童クラブ	若松小	若松町3丁目3番地		360-5926
小柳学童クラブ	小柳小	小柳町4丁目45番地		367-1399
南白糸台学童クラブ	南白糸台小	押立町2丁目25番地		366-5050
四谷学童クラブ	四谷小	四谷3丁目2740番地		364-9107
南町学童クラブ	南町小	南町3丁目6番地		360-4885
日新学童クラブ	日新小	日新町5丁目22番地		360-5970

2 料金について

学童クラブの育成に必要な費用として「育成料」、提供するおやつ代として「間食費」を利用者にご負担いただいています。

他、延長育成を利用した場合は「延長育成料」をお支払いいただきます。

※ 料金未納が2か月分以上ある場合には退会となります。

(1) 育成料・間食費

月単位でのお支払いになります。日割り料金はございませんので、その月に1日でも在籍していれば、ひと月分のお支払いになります。

(月額)

育成料	間食費	合計
5,000円	1,800円	6,800円

● 納入期限

毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日）

(2) 延長育成料

利用区分に応じて、金額が異なります。延長育成の利用頻度に合わせて、お申し出ください。延長育成の利用については「(3) 延長育成について」(P. 3)をご確認ください。

利用区分	スポット利用	月額利用
延長育成料	1回当たり400円 (お支払い金額=利用回数×400円)	月額2,000円 ※利用の有無に関わらずかかります

※児童一人につき上記料金がかかります。

※育成料の減免に該当する場合は、延長育成料も減免の対象となります。

● 納入期限

延長育成利用月の翌月末日（末日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日）

(3) お支払い方法

育成料・間食費及び延長育成料の納入方法は、金融機関からの口座振替です。手続きの詳細は別途ご案内いたします。

口座振替の開始までには日数がかかります（最長20日前後）。処理が完了するまでは納付書でお支払いください。

また、口座振替ができなかった方には、納付書を送付します。納付書記載の納付場所にて、期日までにお支払いください。

(4) 育成料等の減額・免除について

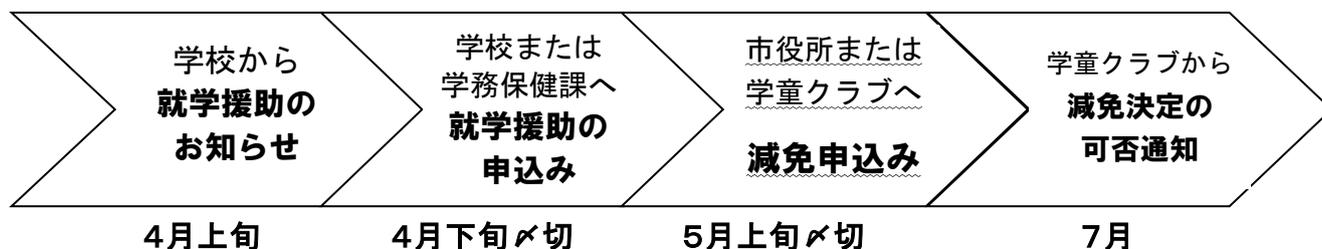
学童クラブの料金には、次のとおり減免制度があります。

該当する方は、「学童クラブ育成料・間食費減免申込書」（用紙ピンク色）をご提出ください。

減免対象者		必要な書類	減免対象	減免後の月額料金
1	生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 減免申込書 生活保護受給証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 育成料 延長育成料 間食費 (全額) 	0円
2	就学援助費受給の認定を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 減免申込書 ※学校に就学援助の申込をされた方は、学童クラブにも減免の申込をしてください。詳しくは、4月にお知らせします。	<ul style="list-style-type: none"> 育成料 延長育成料 (全額) 	1,800円
3	世帯員全員が 市民税非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> 減免申込書 ※府中市に転入される方は、前住所地の自治体の課税証明書をご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> 育成料 延長育成料 (全額) 	1,800円
4	世帯で2人以上 学童クラブに入会している方	<ul style="list-style-type: none"> 減免申込書 	【第二子以降の】 <ul style="list-style-type: none"> 育成料 延長育成料 (半額) 	4,300円 ※延長育成利用の場合、 区分に応じた料金が上記金額に加算されます。

● 就学援助費受給による学童クラブ育成料の減免決定までの流れ

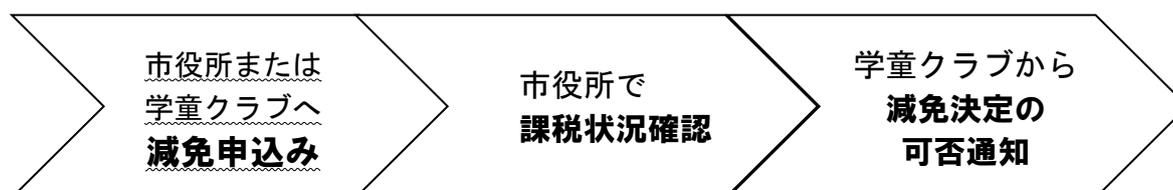
就学援助費受給の手続き等詳細は、各小学校または学務保健課（TEL：042-335-4436）へお問い合わせください。



※就学援助費受給申込をしている方で、かつ市民税非課税世帯の方は、非課税での減免を適用します。

※学童クラブでの減免決定までの期間は、通常通り育成料等を徴収します。減免決定により、過払い金が発生した場合は、後日返金します。

● 市民税非課税による学童クラブ育成料の減免決定までの流れ



※毎月10日までに提出があったもので、市民税非課税対象者と確認できた場合は、その月から減免を適用します。

※4月に令和4年度、6月に令和5年度の課税状況をそれぞれ確認します。課税状況が年度によって変更した場合は、減免が適用されなくなる場合があります。

3 学童クラブの利用にあたって

(1) 学童クラブのルール

○ 学童クラブとの連絡

早退または欠席をする場合、保護者の方が事前にお知らせください。
当日に変更される場合は、必ず保護者が電話でご連絡ください。

学童クラブでは連絡帳を使用しています。(学童クラブにより形態は異なります。)連絡帳には、早退・欠席連絡のほかにも、朝の検温結果や健康状態、提出物を持たせたことなどを記入し、毎日持たせてください。

学童クラブからも連絡事項を記入しますので、毎日記入内容の確認をお願いいたします。

また、出張等で職場を移動するような時は、その日の所在を連絡してください。(緊急時にご連絡する場合がございます。)

○ 学童クラブの利用理由

学童クラブの利用には入会要件と同内容の理由が必要となります(入会要件については、「Ⅱ 入会申込みについて」の「1 入会要件」(P. 10)をご確認ください)。入会要件に該当しない理由での利用はできません。

例：結婚式の2次会に参加するため、延長育成を利用したい→利用できません。
土曜日にきょうだいの行事を参観したい→利用できません。

また、習い事などの私的な用事の後に学童クラブに登館すること(途中登館)、一度学童クラブに登館した後に、習い事などの理由で下館し、同日中に再度登館すること(中抜け)はできません。

○ 入会要件証明書類の再提出依頼

入会申込時に雇用契約の期限が設けられていた方や、契約と異なり勤務実績が不足していた方などは、入会が決定した後にも入会要件が満たされているかを確認いたします。その際、提出期限を設け、再度書類の提出をお願いしますので、予めご承知おきください。

原則学童クラブより依頼しますので、依頼の際には、期日までの提出にご協力をお願いいたします。

(提出する入会要件証明書類については「Ⅱ 入会申込みについて」の「3 申込みに必要な書類」(P.12、13)をご確認ください。)

※ 入会要件が確認できない場合、退会となりますのでご了承ください。

○ アレルギーの対応について

間食は調理済みの食品を提供するため、特定のアレルゲンの除去は対応しておりません。

また、アレルギーをお持ちの方は、別途書類の提出が必要となりますので、入会申込み時にお申し出ください。

なお、アレルギー児のみ、間食(おやつ)の持ち込みが可能です。持ち込みを行う場合、間食費の支払いを免除いたします。

(2) 入会後の各種届出・手続き

次のようなときは、所属の学童クラブへ速やかに届出が必要です。各種届出の用紙は、学童クラブ及び児童青少年課窓口にてお渡しします。

状況	提出書類	注意事項
学童クラブをやめるとき	・退会届	・退会する当月中に届出が必要です。 ・翌月の提出となった場合、在籍中とみなされ、月額で育成料・間食費が発生します。
連絡先・住所が変わったとき	・変更届	・該当する変更内容を選択の上、ご提出ください。
勤務先、入会要件が変わったとき	・変更届 ・勤務証明書など、 入会要件証明書類	・転職などにより勤務先が変更になった場合、変更届裏面の通勤経路もご記入ください。 ・変更先の入会要件によって、必要になる書類が異なります。(P.12、13)をご確認ください。
長期間学童クラブを休むとき	・休会届	・休会を希望する月の前月中に届出が必要です。 ・月単位での申請となります。 ・休会可能期間は最大2か月です。 ・休会期間中は間食費のみ免除されます。 (育成料5000円はお支払いいただきます。)

※事前の連絡等なく15日以上連続して登館しない場合は、退会扱いとなる場合があります。

● 学童クラブを変更する場合

市内転居などにより、所属する学童クラブを変更する場合は、別途お手続きが必要になります。学童クラブまたは児童青少年課にご相談ください。

(3) 利用中の災害・病気・保険について

- 地震・風水害等の災害が発生した場合またはそのような事態が予想される場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- 病気等で具合が悪くなった場合もお迎えをお願いします。
- 児童の万一の事故・負傷に備え傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付です。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。個々のご家庭で別に保険に加入されることをお勧めします。

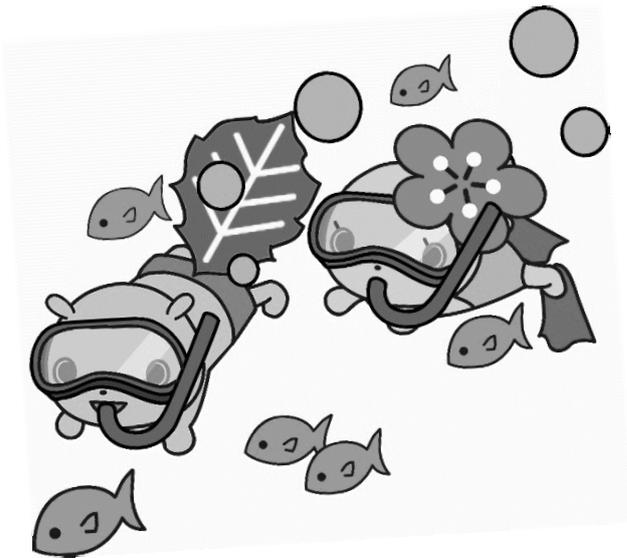
(4) 個人情報の取扱いについて

入会申込時等に提供された、児童とその世帯の個人情報については、市の個人情報の保護に関する条例に基づき、学童クラブ事業の目的のみに使用し、厳正に取り扱います。

なお、市では一部の学童クラブの運営を民間事業者に委託していることから、市が収集する個人情報については、各事業者に提供して育成活動に活用します。各事業者には、市の規定に準じて個人情報を取り扱うことを徹底しておりますので、ご承知おきください。

(5) その他

- 必要のないお金や携帯電話、玩具、菓子などを持たせないでください。
- 車での送迎はご遠慮ください。
- 入会前にご自宅と学童クラブの行き帰りの通り道を、お子さんと一緒に歩いて確認してください。
- 利用日数が少ない場合は、指導員からお話を伺う場合があります。
- お子様の氏名を、施設内に掲示したり学童クラブだより等に掲載したりする場合がございます。氏名の掲載等に差支えのある場合は、学童クラブまでご相談ください。
- 活動の様子として、お子様の写真を学童クラブだより等に掲載したりする場合がございます。個人の特典ができないように掲載しますが、掲載に差支えのある場合は、学童クラブまでご相談ください。
- 持ち物や過ごし方など、細かなルールは各学童クラブによって異なります。



Ⅱ 入会申込みについて

1 入会要件

次の要件を満たしていることが、学童クラブに入会する条件となります。

- ① 市内に住所のある小学校1年生から6年生までの児童で、集団での育成が可能であること。
- ② 保護者が次のアからキまでのいずれかの理由で、下記の状況にあること。

- ・ 正午から午後6時までの間に4時間以上児童の監護ができない
- ・ 上記のような日が月14日以上ある

※ 午前中の活動は含まれません。

〈児童監護不可理由〉

ア	外勤労働に従事している、就労している方
イ	自営労働に従事している方（例：個人事業主、フリーランス）
ウ	病気・身体障害などがある方
エ	家族の看護・介護をしている方
オ	就学している方
カ	出産予定の方 （出産前後の2か月間の入会が可能です。例：6月出産予定の場合、4月1日から8月31日まで入会可能）
キ	ひとり親家庭で就職活動中の方 （入会后3か月まで入会が可能です。勤務先が定まった場合、入会要件を勤務要件に変更して継続してご入会いただけます。）

！注意！

※上記の要件は、祖父母等同居している親族についても保護者と同様に必要です。
ただし、令和5年4月1日現在、満65歳以上の方及び申込児童の兄弟は必要ありません。

※育児休暇取得中の場合は、新規入会できるのは復職予定月以降です。
ただし、すでに学童クラブに入会している児童の保護者が育児休暇を取得する場合は、当該児童に限り、生まれた子が1歳になる月まで育休期間中の入会を認めます。

● 要加配区分の児童の要件

要加配区分での入会を希望される方は上記の要件に加え、次のアからウの要件全てに該当する必要があります。

- ア 原則集団での育成が可能であること
- イ 保護者、ヘルパー等の付添いにより安全に登下館できること
- ウ 次のAからEまでのいずれかに該当すること
 - ・ A 身体障害者手帳または愛の手帳が交付されている児童
 - ・ B 都立特別支援学校に就学する児童
 - ・ C 特別支援学級（知的固定学級）に就学する児童
 - ・ D 発達障害（広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある児童で学童クラブでの育成において特別な配慮が必要と判断された児童
 - ・ E 障害・診断名はないが、集団育成のなかで配慮が必要な児童

要加配児は児童の特性を考慮し、職員を加配して育成します。加配の必要性は、面談や保育施設等の見学などの結果を基に、審査により決定します。

2 申込受付について

■ 受付期間

<令和5年4月1日付入会の受付期間>

新1～3年	令和4年12月 1日（木）～令和4年12月28日（水）
新4～6年	令和5年 1月 6日（金）～令和5年 1月16日（月）
要加配児 （新1～6年）	令和4年12月 1日（木）～令和4年12月16日（金）

※要加配児でのご入会は、原則上記期間内のみ受け付けます。年度途中のご入会では加配をつけた育成はできません。

※新4～6年生は定員に余裕のある学童クラブのみ受け入れます。令和5年1月6日（金）に受け入れ可能な学童クラブ及び人数を、市ホームページ上で公表します。詳しくは「6 入会審査及び入会決定」（P. 18）をご確認ください。

<年度途中の入会受付期間>

毎月	1日付	入会希望日の前月1日～前月中旬頃
	15日付	入会希望日の前月1日～前月下旬頃

いずれかを選択し、お申込みください。各月の申込み締切日につきましては、令和5年2月下旬頃、市ホームページ上でご案内します。

また、15日付の入会の場合でも、育成料等はひと月分の金額でお支払いいただきます。

※ 4月の年度途中入会については、4月15日付の入会のみ実施します。
4月1日付の入会は令和4年12月の受付期間にお申し込みください。

■ 場所及び時間 ※申込書類一式をご持参ください。（郵送では受付していません。）

各学童クラブ	市役所4階 児童青少年課	市役所1階 市民談話室
午前11時～午後6時 （日曜、祝日を除く） ※職員が不在の場合がありますので、必ず事前に電話連絡の上、ご来館ください。電話番号は P.4 をご確認ください。	（平日） 午前8時30分～午後5時	（土曜日）※4/1 付入会のみ ・令和4年12月10日 ・令和5年 1月14日 午前8時30分～正午

年度途中の入会申込みの場合は、各学童クラブ及び市役所4階児童青少年課でのみ受け付けます。

● 転入世帯の入会申込みについて

府中市内に転入し、令和5年4月1日付での入会を希望する方に限り、3月の下記期間中に入会申込みを受け付けます。申込み時に転入世帯であることをお申し出ください。

転入世帯の令和5年4月1日付入会申込み	
受付期間	令和5年3月1日（水）～3月11日（土）
受付場所	・市役所4階児童青少年課（平日）午前8時30分～午後5時
	・各学童クラブ 午前11時～午後6時 ※事前に電話連絡必須（日曜、祝日を除く）

※ 転入先である府中市内の住所が令和4年12月時点で定まっている場合、令和4年12月からの申込受付期間でお申込みいただけます。（住民票の異動手続きが完了しているかは問いません。）

3 申込みに必要な書類

※ご提出いただいた書類は、取扱に十分注意し、学童クラブ事業以外の目的では使用しません。

入会申込みには次の書類が必要になります。

入会要件によって必要となる書類が異なります。要件別に必要になる書類を下表からご確認の上、同居家族全員分（児童の兄弟及び満65歳以上の方を除く）ご用意ください。

書類一式全て、記入漏れや提出書類の漏れにご注意ください。

また記入の際、鉛筆や消えるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。

書き損じは二重取り消し線で訂正してください。

必要書類	ア 従事外勤で 働いている 方			イ 従事し 自営 して働 いている 方		ウ 病 等 が あ る 心 身 障 害		エ 家 族 の 看 護 ・ 介 護	オ 就 学 し て い る 方	カ 出 産 予 定 の 方	キ 就 活 中 の 親 家 庭 方	
	在職中	採用予定	育休取得※1	従事中	開業予定	病気	心身障害					
入会申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
入会要件 証明書類	勤務証明書	○	○	○								
	自営業就労届出書				○	○						
	申立書						○	○	○	○	○	
	医師の診断書						○	○	○	○	○	
	障害者手帳のコピー						○	○	○	○	○	
	スケジュール表								○			
	在学証明書 または学生証のコピー								○			
	時間割など								○			
	母子手帳のコピー (分娩予定日記載)									○		
ハローワーク求人票のコピー										○		
面談シート	府中市の学童クラブを初めて利用する方は提出											
減免申込書	減免事由に当てはまり、減免を希望される方は提出（入会案内 P.6）											
同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
入会可能期間	年度末まで※2	3か月後に勤務実績確認→判断	新生児が1歳になる月末まで	年度末まで※2	3か月後に営業実績確認→判断	診断書に記載された療養期間	年度末まで	年度末まで	年度末まで	保護者の卒業予定月まで	出産予定日の前後2か月間	3か月間

※1 育児休暇取得中の場合は、新規入会できるのは復職予定月以降です。
ただし、すでに学童クラブに入会している児童の保護者が育児休暇を取得する場合は、当該児童に限り、生まれた子が1歳になる月まで育児期間中の入会を認めます。
※2 年度途中に入会要件が満たされているかを確認するため、再度書類の提出を依頼する場合があります。
※3 いずれかで可

入会要件証明書類について詳細は、次頁の表をご確認ください。
記入例は「3 申込書類記入例・作成上の注意」(P.14～)に掲載しています。
また、提出された書類から入会要件が確認できない場合、追加書類の提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

■入会要件証明書類一覧（要件については「入会要件」（P.10）をご確認ください。）

入会要件		要件確認に必要な書類	注 意 点
ア	外勤労働	<ul style="list-style-type: none"> 勤務証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの 契約期限がある方は契約更新の確認のため、更新されたものを再提出すること 【採用予定の方】 <ul style="list-style-type: none"> 勤務の契約内容が明記されていること 就職から3か月後に勤務実績が記入されたものを再提出すること 【育休取得中の方】 <ul style="list-style-type: none"> 新規入会は復職予定月以降に入会可能 継続入会の児童は新生児が1歳になる月末まで入会可能 入会復職予定日が明記されていること 復職後に復職証明書を提出、そして復職から3か月後に勤務実績が記入されたものを再提出すること
イ	自営労働	<ul style="list-style-type: none"> 自営業就労届出書 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの 裏面の勤務スケジュールも記入すること 【開業予定の方】 <ul style="list-style-type: none"> 裏面の勤務スケジュールは一か月の予定を記入すること 開業から3か月後に勤務実績が記入されたものを再提出すること
ウ	病気・心身障害	<ul style="list-style-type: none"> 申立書 医師の診断書 または 障害者手帳のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの
エ	家族の看護・介護	<ul style="list-style-type: none"> 申立書 被看護・介護者の診断書や障害程度、介護度などが分かる書類の写し スケジュール表 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの 家族の看護及び介護が必要なことを証明する書類が必要（例：要介護度が記載された被保険者証、障害者手帳） スケジュール表に看護・介護のスケジュールを記入すること
オ	就学	<ul style="list-style-type: none"> 申立書 在学証明書 または 学生証のコピー 時間割等 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの 時間割で入会要件を満たしているかを確認するため、自習時間や時間割外の活動（学校認可のもの）がある場合、それらの活動を申立書により申し立てるか、所属先が発行する書類をあわせて提出すること
カ	出産	<ul style="list-style-type: none"> 申立書 母子手帳の分娩予定日が記載されているページのコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの 【産後、復職する方】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届と復職証明書を提出し、復職から3か月後に勤務実績が記入された勤務証明書を提出すること 【産後、育休を取得する方】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届と育休期間が明記された勤務証明書を提出すること
キ	求職中 （ひとり親家庭）	<ul style="list-style-type: none"> 申立書 ハローワーク受付票の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出日から3か月以内のもの 入会から3か月以内に就職先が決まらない場合は退会 【就職後、継続して入会する場合】 <ul style="list-style-type: none"> 変更届と勤務証明書を提出し、就職から3か月後に勤務実績の記入された勤務証明書を再提出

4 申込書類記入例・作成上の注意

申込書類を準備するにあたり、記入例及び注意点を書類別に記載しています。準備する前にそれぞれ一読ください。

(1) 入会申込書

表面

第1号様式 (第3条)

令和5年度学童クラブ入会申込書

入会面談日	職員記入欄								
/	学童	市役所	学年	父	母	世帯状況	帰宅時間	出席率	合計
受付									

記入日 4年12月5日

府中市長 収受印

保護者 住所 府中市 宮西町2丁目24番地の1
マンション・アパート 宮西町マンション101

氏名 府中 けやきち
電話 042 (364) 4111

住所は建物名まで正確にご記入ください。

「新規」または「2回目以降」のどちらかに○をしてください。
府中市立学童クラブを初めて利用されるお子様は、「新規」に該当します。

次のとおり学童クラブへの入会を申し

学童クラブへの入会申込み	新規(※1)	2回目以降	いずれかに○をお願いします。 (※1)新規の場合は「面談シート(別冊B)」の提出をお願いします。
入会区分	要加配(※2)	一般	いずれかに○をお願いします。 (※2)要加配については入会案内 P.10「要加配区分の児童の要件」をご参照ください。

児童の状況	フリガナ	ふちゅう こたろう	生年月日	学校名	学年	
	氏名	府中 小太郎	平成 29年 2月 28日	府中第一 小学校	1年	
	希望学童クラブ	第一 学童クラブ	性別	障害の有無	学年など、家庭状況は令和5年度時点の状況で ご記入ください。 例：申込み時点で「1年」→令和5年度入会時点「2年」	
世帯の状況	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	勤務先・学校名	同居・別居	
	1	フチュウ コタロウ 府中 小太郎	本人	H 29・2・28	府中第一小学校	同 別
	2	フチュウ ケヤキチ 府中 けやきち	父	S R H 57・9・1	トウキョウ株式会社	同 別
	3	フチュウ ウメ 府中 うめ	母	S R H 58・12・13	(株)フチュウ銀行	同 別
	4	フチュウ ヒバリ 府中 ひばり	姉	S R H 26・5・30	府中第一小学校	同 別
	5	フチュウ コジロウ 府中 小次郎	弟	S R H 3・9・9	府中保育園	同 別
6			S R H . .		同・別	

祖父母について (有・無) 有の場合は、以下ご記入ください。

祖父母の状況	氏名(不存在の場合は斜線)	続柄	年齢	住所	勤務先名	同居・別居
	1	府中 太郎	祖父	63 東京府中 浅間町1-3-3	(株)府中工業	同 別
	2					同・別
	3					同・別
4					同・別	

父方、母方の祖父母の状況を居住地に関わらず、全員分でご記入ください

緊急連絡先	氏名	続柄	連絡先の区分	電話番号	備考
	1	府中 うめ	母	自宅 携帯 会社	090-1234-5678
	2	府中 けやきち	父	自宅・携帯 会社	042-123-4567 午後2時~5時を除く
	3	府中 太郎	祖父	自宅 携帯・会社	042-111-2222

※緊急時の連絡先を複数記入してください。

職員記入欄
面接連絡

父親の状況	入会要件 あてはまるものに ○をつけてください。	ア 外勤労働のため イ 自営労働のため ウ 病気・身体障害等のため	エ 家族の看護・介護のため オ 就学のため カ ひとり親家庭で求職中のため	キ その他 ()
	通勤(通学)経路	交通手段(路線等)	経路(駅名等)	所要時間
		徒歩	自宅 ~ 府中駅	10分
		○×線	府中駅 ~ 新宿駅	25分
		▲●線	新宿駅 ~ 赤坂見附駅	10分
		徒歩	赤坂見附駅 ~ 永田町駅	5分
入会要件がア・オの場合ご記入ください。 (イの場合でも勤務地が自宅と別の場合はご記入ください。)	徒歩	永田町駅 ~ 勤務(就学)先	3分	
	勤務(就学)先住所	千代田区永田町1-7-1	所要時間合計(片道)	53分
母親の状況	入会要件 あてはまるものに ○をつけてください。	ア 外勤労働のため イ 自営労働のため ウ 病気・身体障害等のため	エ 家族の看護・介護のため オ 就学のため カ ひとり親家庭で求職中のため	キ 出産前後2ヶ月のため (予定日: 月 日) ク その他 ()
	通勤(通学)経路	交通手段(路線等)	経路(駅名等)	所要時間
		自転車	自宅 ~	分
			~	分
			~	分
			~ 勤務(就学)先	15分
入会要件がア・オの場合ご記入ください。 (イの場合でも勤務地が自宅と別の場合はご記入ください。)	勤務(就学)先住所	府中市白糸台1-60-60	所要時間合計(片道)	15分

● 学童クラブから自宅までの地図をご記入ください。

道路名や目印になるものを入れて、分かりやすくご記入ください。
地図を貼っていただいても大丈夫です。

【入会申込書の記入について】

- ・記入内容はすべて、令和5年度入会時点の状況(予定)でご記入ください。
- ・表面「障害の有無」については、障害者手帳や愛の手帳をお持ちでなくとも、お子様の状態から、集団での育成において特に配慮が必要であると思われる場合は、「有」に○をつけてください。

◆ 提出前に1~3すべてがそろっているか確認し、提出した書類すべての保護者欄に☑してください。		職員記入欄	<input checked="" type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・記入漏れや未提出の書類がある場合は受理できませんので再度お確かめください。 ・勤務証明書は作成に時間がかかる場合がありますので、早めのお手続きをお願いします。 		保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄にチェックされている全ての書類がそろっている ・入会申込書を含む全ての書類に記入漏れはない
1	入会申込書		
2	同意書		
※保護者及び満65歳未満の同居親族全員分が必要	3	勤務証明書または自営業就労届出書	
		スケジュール表	
		医師の診断書または障害者手帳	
		在学証明書または学生証のコピー及び時間割等	
	母子手帳のコピー(出産前後2か月の方のみ)		
	申立書・ハローワーク受付票等の求職を証明するもの		
4	減免申込書(該当する方のみ)		
備考			

(ご注意) 学童クラブに新規で申込みをされる方は「面談シート(別紙)」の提出も忘れずをお願いいたします。

記入の際、鉛筆や消えるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。
書き損じは二重取り消し線で訂正してください。

(2) 勤務証明書

勤務先に作成していただく書類になります。日数に余裕をもってご用意ください。

フレックスタイム制、シフト制など、日によって出退勤時刻が異なる勤務形態の方は、直近一か月の勤務実績の分かるもの（出退勤簿など）を勤務証明書と合わせてご提出ください。また、勤務証明書の備考欄に、コアタイムなどの勤務概要をご記入ください。

記入例

※お問い合わせをすることがあります。
 業者の加算があった場合は、入会決定の取消または退所していただきます。

勤 務 証 明 書

記入日 令和 4 年 1 月 10 日

府中市長

事業所名 ○○○株式会社
 代表者名 □□ □□
 事業所所在地 東京都◇◇区◆◆1-2-3
 電 話 042 (△△△) 1234

之合印社

・就労者の氏名、住所を記入してください。

府中 けやきち

住所 府中市 宮西町 2 丁目 24 番地の 1 府中ハイツ

職種 事務職

採用(予定)年月日 平成31 年 4 月 1 日 雇用契約期間 令和5 年 3 月 31 日まで
(更新予定: 有 無 未定)

東京都◇◇区◆◆1-2-3

・期間が定められていない場合記入は不要です。

・契約上の就労日数です。シフト勤務等、就労が不規則な場合は、勤務実績に基づく平均的な就労日数を記入してください。

日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (実働 7 時間 45 分)
 時 分 ~ 時 分 (実働 時間 分)
※フレックスタイム制、シフト制等により、日や曜日によって勤務時間が異なる場合は、直近一か月の出退勤時刻が分かるもの(書式任意)を別途添付してください。また、コアタイム等の詳細を下の「備考」欄にご記入ください。

勤務日数 20 日 / 月 週 週休日 定休(土・日 曜日)
 不定休(週 / 月 日)

勤務形態 常勤 パート アルバイト 非常勤 内職 契約社員 派遣社員
 その他(アルバイト)

前3か月の勤務実績(有給休暇も含む)	勤務日数(日)	備考
12 月	20	※勤務日数が契約日数より少ない場合はその理由等をご記入ください。 11月は、お子さんの看護のため休暇(2日)
11 月	18	
10 月	21	

・提出の直前3か月分の勤務日数を記入してください。その際、有給休暇・在宅勤務についても、勤務日数に含みます。
 ・勤務を始めて3か月未満の場合は分かる範囲で記入してください。1か月未満の場合は空欄で結構です。

・実際の勤務日数が契約上の日数より少ない場合はその理由を必ず記入してください。理由がない場合は、再提出をお願いする場合があります。
 ・育児休業を取得中の場合は、期間及び復職予定日を下段に記入してください。

8 時 30 分 ~ 16 時 15 分 (実働 6 時間 45 分)
 時 分 ~ 時 分 (実働 時間 分)

令和3 年 10 月 1 日 ~ 令和4 年 月 日 より職場復帰予定

・記入担当者の署名または押印をお願いします。

記入担当者氏名

(※)新型コロナウイルスの影響によりテレワークを実施している等の理由で社判の押印ができない場合には、「備考」に押印が不可である旨と理由を記入してください。記入がなく、押印がない場合は証明書として取扱うことができません。訂正印は代表者印または取扱担当者印を押してください(押印不可の場合を除く)。押印のない訂正については、内容について照会させていただきます。その他ご不明点等ありましたら、下に記載の担当までお問い合わせください。

府中市子ども家庭部児童青少年課放課後児童係 電 話 042(335)4300(直通)

+

※日によって出退勤時刻の異なる方
 出退勤簿、シフト表など、直近一か月の勤務実績が分かるもの

原則、所定の様式で原本の提出となりますが、下記の場合はその限りではありません。

- ・兄弟姉妹で学童クラブに入会する場合 どちらか一方はコピー可
- ・弟妹が保育所に入所する場合 保育所申込み用の就労証明書のコピー可

(3) 自営業就労届出書

自営労働に従事している方が必要です。同内容での勤務証明書の提出は不要です。

表面の記載事項に漏れなくご記入の上、裏面のスケジュール表に直近1ヶ月間の勤務実績をご記入ください。(開業予定など、提出時点で勤務実績がない場合、勤務予定をご記入ください。)

裏面スケジュール表記入例

【 11 月勤務実績】													
日付	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
10日			←事務処理	伝票整理	←電話対応	昼食	←移動	打合せ	←移動	来客対応	←事務処理	伝票整理	

※ 家族で開業していて、運営を行っている場合は、事業代表者の方が自営業就労届出書をご提出ください。代表者様以外は被雇用者扱いとなりますので、勤務証明書をご提出ください。

(4) スケジュール表

家族の看護・介護要件の方や、兼業など入会要件を組み合わせる方に必要な書類です。直近1ヶ月の看護・介護の対応記録、活動をご記入ください。

裏面スケジュール表記入例

【 11 月勤務実績】													
日付	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
10日	←食事介助		←入浴介助			←食事介助		←移動	通院同行		←移動	←食事介助	

(5) 申立書

住所・保護者名・児童名・日中児童の監護が困難である理由を記入のうえ、ご提出ください。

【理由記入例】

看護の場合

→「府中 花子(祖母)が〇〇病のため〇〇病院に入院しており、週〇日(〇時~〇時)の付き添いを行っているため。」

ご本人が病気の場合

→「〇〇病であり、〇〇病院に週〇日の通院をしているため。」



5 申込後の流れ

	12月			1月			2月			3月			4月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
要加配児	申込 (12/1 ~12/16)		お子様・ 保護者・ 指導員の 三者面談	指導員 保育所 等訪問			入会 可否 決定				入会 説明会		4/1 登館 開始
新 1~3年	申込 (12/1~12/28)			お子様・保護者・指導員 の三者面談				入会可否 決定			入会 説明会		
新 4~6年			入会可能 児童数 公表 (1/6)	申込 (1/6~1/16)			入会可否 決定			入会 説明会			

※ 三者面談は原則、初めて入会される方のみ行います。

※ 各館の入会説明会の日時は、入会決定前に各学童クラブからお知らせします。

6 入会審査及び入会決定について

(1) 入会要件の審査

提出していただいた書類をもとに、入会要件を満たしているかを審査し、入会の可否を決定します。

入会可否に関する通知は、令和5年2月下旬頃に各ご家庭に郵送いたします。

(2) 入会順位の審査（新4~6年生のみ）

4~6年生の受入れは、1~3年生を優先に受けさせていただき、定員に余裕のある学童クラブのみ実施します。受入れ可能な学童クラブと人数は、令和5年1月6日（金）に府中市ホームページで公表します。

同じ学年の児童が入会を希望している場合は「入会審査基準表（P. 19）」に基づいて入会申請の内容を点数化し、合計指数の高い順に入会を決定します。定員を超えた場合は保留となり、児童の退会等により定員に空きが発生し、受入可能となった場合のみご連絡します。

なお、4月1日から入会決定した方、入会保留となった方へは令和5年2月下旬にそれぞれ通知を郵送しますので、ご承知おきください。

(3) 入会期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年度 学童クラブ入会審査基準表

この基準表は、原則新4～6年生が入会を希望する際、監護に欠ける度合いの高い児童から入会を決定するための審査に使用する表です。

【基本指数】

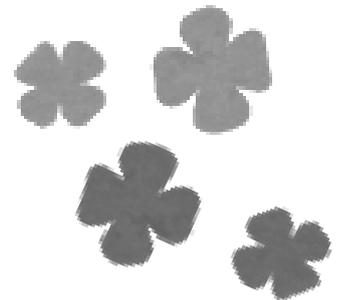
保護者の状態	月～金の就労日数・時間		指数
ア 外勤 イ 自営	週5日（月20日間以上）	1日7時間以上	10
		1日4時間以上	9
	週3～4日（月14日間以上）	1日7時間以上	8
		1日4時間以上	7
ウ 病気・ 身体障害	入院		10
	自宅療養	精神性	10
		常時病臥	10
		一般療養	6
	身体障害	身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度 または精神障害者保健福祉手帳1・2級	
身体障害者手帳3級または愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級		9	
身体障害者手帳4級または愛の手帳4度		7	
エ 看護・介護	看護・介護	指数は外勤に準ずる	7～10
オ 就学	就学	指数は外勤に準ずる	7～10
カ 出産	出産または育児休業を取得中		8
キ 求職中	ひとり親求職中		6

【調整指数】

状況の種類	児童の状態	指数
世帯状況等	両親がいない世帯（これらに準ずる場合を含む）	20
	母子、父子世帯（これらに準ずる場合を含む）	10
	育児休業を取得中である	-5
保護者の帰宅時間（どちらか早い方） ※帰宅時間＝勤務終了時間＋通勤時間	①17：00よりも早い場合	-3
	②18：00よりも早い場合	-2

【同一指数の優先順位】

1	両親不在家庭またはひとり親世帯に準ずる世帯の児童を優先する
2	基本指数が高い児童を優先する
3	保護者の勤務日数が多い児童を優先する
4	保護者の帰宅時間（早く帰宅する方）が遅い児童を優先する
5	市内在住で、就労等をしていない祖父母がいる
6	同居の祖父母がいる
7	その他（抽せんなど）



- ・申込受付期間内に申請のあった児童の入会については、低学年を優先することとし、同じ学年の児童が入会を希望している場合は、合計指数の高い順に入会を決定する。合計指数は、この入会審査基準表を用いて判断する。
- ・申込受付期間外に申請のあった児童の入会については、申請受理日が早い児童を優先し、同一日に申請があった場合は合計指数の高い順に入会を決定する。
- ・指数の算定式は、次のとおりである。
「合計指数」＝「父：基本指数」＋「母：基本指数」＋「調整指数」
- ・合計指数が同じだった場合は、「同一指数の場合の優先順位」に基づき判定する。
- ・合計指数が同点かつ「同一指数の優先順位」においても同程度だった場合、前年度出席率を判定材料とする。

Ⅲ よくあるご質問

Q1 学童クラブと放課後子ども教室けやきッズとの違いは何ですか。

A1 学童クラブは、保護者の就労等により放課後の時間に家庭で子の養育ができない世帯が利用できる児童福祉施設です。児童の生活の場として、おやつを提供したり保護者との面談や懇談会等を行ったりするなど、学校とは異なる立場で子育てを支援します。集団遊びや季節の工作、お誕生日会などを通して放課後の児童の生活を支えます。

けやきッズは登録した児童が自由に宿題をしたり遊んだりすることができる、放課後の児童の居場所を提供しています。市が委託する青少年健全育成団体等のスタッフが見守る中で、児童の自主的な遊びを中心とした工作や外遊びを行っています。その他、多彩な活動を設定しています。

Q2 案内されている申込期間を過ぎてしまいました。入会申込みはどうしたらいいですか。

A2 申し訳ございませんが、4月1日付の入会はできません。しかし、年度途中の入会は実施しますので、4月15日付の入会が直近の入会日となり、4月中の入会が可能です。申込書類一式を揃えて、各学童クラブ（事前電話連絡必須）または市役所4階児童青少年課にご提出ください。年度途中入会の申込みスケジュールは令和5年2月下旬頃、市ホームページ上で公表します。

Q3 産休の要件で入会する予定ですが、必要な書類は何ですか。

A3 産休を要件とする入会の場合は、母子手帳の分娩日が記載されたページのコピーの提出が必要です。出産前後2ヶ月間は学童クラブの利用が可能です（6月出産予定の場合4月1日から8月31日まで利用可）。出産後、育休を取得中も入会を継続する場合は、産休要件での入会期間中に、育休期間と職場復帰予定日の記載がある勤務証明書のご提出をお願いいたします。

Q4 育休を要件とした入会はできますか。

A4 申し訳ございませんが、育休を要件とした学童クラブの入会はできません。ただし、学童クラブに既に入会している児童の場合は、当該児童の安定した生活の継続のため、保護者の産休時に生まれた子が1歳になる月まで継続での入会が可能です。

Q5 複数の会社で勤務しているのですが、書類はどうすればいいですか。

A5 全ての勤務先の勤務証明書をご提出ください。1日に複数勤務する場合は勤務状況を確認するため、スケジュール表に勤務状況を記入し、合わせてご提出ください。

Q6 入会要件を複数組み合わせることはできますか。

A6 可能です。その場合は、該当の入会要件の書類を漏れなくご提出ください。

【例】勤務と自営業→勤務証明書と自営業就労証明書
勤務と家族の看護・介護要件→勤務証明書と申立書、診断書または障害者手帳のコピー、スケジュール表
(スケジュール表には勤務時間も合わせてご記入ください。)

Q7 年度途中の入会はできますか。

A7 できます。毎月1日付入会、または15日付入会となります。申込手続きは入会希望月の前月1日から可能となっており、各入会日の申込締切日については、府中市学童クラブホームページで公表します。申込時は、書類を揃えてご提出ください（一部書類のお預かりはできません）。ご提出が遅くなると翌入会日に後ろ倒しとなりますのでご注意ください。

Q8 三期休業期間（春・夏・冬休み）のみ学童クラブを利用することは可能ですか。

A8 可能です。ただし、Q7の回答同様、入会希望月の前月1日から各入会日の申込締切日までには、申込書類一式をご提出ください。

Q9 私立や国立の小学校に通っていても利用できますか。

A9 できます。原則、ご自宅の学区の学童クラブへのお申込みとなりますが、通われる小学校の登校経路により、学区域外の学童クラブに入会を希望される場合は児童青少年課へご相談ください。なお、学区域外の学童クラブへ入会される場合に、学童クラブ職員による学校へのお迎えはできかねますので、学童クラブの行き帰りの安全面等について、お家でお子様とよくお話し合いください。

Q10 学童クラブを退会する場合はいつまでにどのような手続きが必要ですか。

A10 退会の場合は、当月中に「学童クラブ退会届」を学童クラブか児童青少年課までご提出ください（4月で退会希望の場合は4月中に提出）。提出が翌月となった場合、当該月は在籍しているものとみなし、登館がなくても育成料・間食費はかかりますのでご注意ください。

Q11 学童クラブで必要な持ち物や、生活における注意点などはありますか。

A11 学童クラブで必要な持ち物や過ごし方の細かなルール、注意点は各学童クラブで異なります。入会決定後の3月中旬頃に、各館にて入会説明会が開催され、必要事項等の説明がございますので、ご出席ください（新型コロナウイルス感染症等の状況により、書類配付のみの場合もございます）。

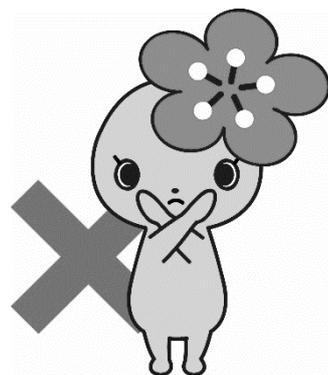
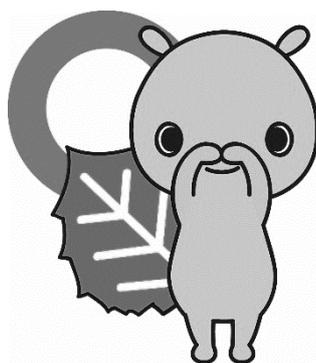
なお、入会説明会の日程につきましては、各学童クラブからご連絡いたします。

Q12 府中市に転入予定なのですが、入会申込みはどうすればいいですか。

A12 12月の時点で府中市内の転入先住所が確定している場合は、12月からの受付期間にて申込みが可能です。住民票の異動手続きが完了しているかは問いません。入会申込書を転入予定の住所で記入し、転入する予定であることを申込時にお申し出ください。

また、12月の受付期間以降に転入先住所が確定し、令和5年4月1日付入会を希望する方は、3月1日（水）から3月11日（土）に申込みを受け付けます。詳しくは「転入世帯の申込みについて」（P.12）をご参照ください。

なお、この期間は転入世帯のみを対象としているため、申込み忘れなどの理由による府中市内在住の方の入会申込みは受け付けません。



感染症等に対する取り組みについて

新型コロナウイルス感染症対策として、小学校における取組と同様、いわゆる三密を避けるための工夫や手指の消毒、換気の徹底などに取り組んでいます。なお、学童クラブに入会する児童が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査等の結果により陽性と診断された場合は、保健所等の指導により一定期間登館することができません。また、感染拡大の状況により、休館する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。



[お問い合わせ]

府中市子ども家庭部児童青少年課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地
電話 042-335-4300 〈直通〉
[http://www.city.fuchu.tokyo.jp/
jidou01@city.fuchu.tokyo.jp](http://www.city.fuchu.tokyo.jp/jidou01@city.fuchu.tokyo.jp)